

# 寮生活の手引き

《令和7年》

—男子 つるぎ寮—

—女子 さくら寮—



片山学園中学校・高等学校

# 片山学園学生寮 寮生目標

1. 片山学園中学校・高等学校の生徒として学園の教育方針のもとに、規則正しく生活し、勉学に励み、自分の目標達成にむけて努力する。
2. 規律や礼儀の心を学び、自律心や協調性を身に付け、寮生同士互いを敬い、社会に貢献できる人間となる。
3. 片山学園中学校・高等学校の生徒の模範となる生活態度や学習態度を実践する。

## < 目 次 >

寮生活の意義	P 3
日々の生活ときまり	P 4 ~ P 6
寮生の心得	P 7、P 8
学生寮生徒指導方針	P 9、P 10

## 寮生活の意義

「全人教育」を柱とした片山学園学生寮は、広い視野を持った人間形成を目指し、自律する精神力を養います。

- 一．規則正しい生活をする。
- 二．学校と併設されている利点を生かし、時間を有効に活用し計画的に勉学に励む。
- 三．共同生活を送る者として、他者への尊敬を忘れず、きまりを守り、協調性を重んじて集団生活を行う。
- 四．友人をつくり、友情を深め、他者への思いやりを持ち、豊かな人間関係を築く。
- 五．家庭を離れ、家庭生活のよさを実感し、家族への感謝の気持ちを持つ

片山学園の寮名は「つるぎ」と「さくら」です。立山連峰の剣岳が持つ峻烈さと厳しさ、そして桜の木々が持つ明るさと生命力、これらを兼ね備えた人格形成を目指すため片山学園の学園寮があります。

### 1. 「つるぎ寮・さくら寮の寮生として」

寮生活には目標があります。寮生各自がその目標を理解し、「つるぎ寮・さくら寮」の寮生であることを自覚してください。そして、片山学園の寮生であることに誇りと自覚を持ってください。

### 2. 「正しい生活習慣を身につける」

共同生活をするためには、まず日課時間を守り、積極的に行事の運営に携わり、そして積極的に自己管理を行うことです。自らが進んで実践していけば、いきいきとした楽しい生活が拓けてくるものです。そして、その積極的で責任ある行動は、自律の精神や、他者との協調性へと結びつきます。その最も基本となるのが、正しい生活習慣を身につけることです。

### 3. 勉学に励む

日々の学習を大事にして、常に前向きに自分の将来や未来を考えるようにしてください。勉学は学生の本分です。前向きにコツコツと物事に取り組む姿勢、学習で身に付けた知識やその態度が自分の目標達成に結び付き、今後の人生においても大事なバックボーンとなります。

### 4. 友情を深め、友人を思いやる

自己本位にならず、先生や寮長、寮監、先輩や友人のアドバイスは素直に受け、人との和を大切にし、常に人間として向上できるよう心がけてください。

## 日々の生活ときまり

片山学園学生寮の日課は原則として学園の行事表に合わせます。土曜日・日曜日・祝祭日であっても学園の日課に準じます。土曜授業、考査、実力テスト、各種検定、長期休業日、その他の行事等の期間中やその前後には、日課を変更することがあります。

### 1. 自己管理

寮生活では、自分の持ち物、行動、健康などを自分自身で管理してください。行動面においても、強い正義感と自己管理する信念を持って行動してください。これらは日々集団生活をする上で非常に大切なことです。

#### ☆各自の所持品

- ① 所持品には氏名を明記し、所定の場所に保管すること。

所持品：衣類・洗剤・スリッパ・ハンガー・洗面用具・入浴用具・カバン・時計  
ゴミ箱・食器(自室で使うコーヒーカップ等)・常備薬・その他の生活用品

- ② 所持品の貸借や売買はしないこと。

- ③ 定期的に自室チェックを行うので、持ち込み禁止の物、または部屋が乱雑な場合は指導を行います。

- ④ 貴重品は常に携帯しておくこと。

(貴重品や多額の金銭は原則寮内に持ち込まない)

### 2. 日課表

授業・部活動		土曜登校日		土曜日・日曜日・祝日	
7:00-	起床・点呼	7:00-	起床・点呼	7:00-	起床・点呼
7:30-8:15	朝食	7:30-8:15	朝食	8:00-8:40	朝食
7:40	点呼完了	7:40	点呼完了	8:00	点呼完了
8:35	登校完了	8:35	登校完了	8:40-10:00	自主活動
9:00-	学校生活	9:00-	学校生活	10:00-12:00	学習
18:20	帰寮	12:30-	帰寮	12:00-13:00	昼食
	(毎週水曜日はノー一部活動デーのため帰寮は17:00)	12:50-13:30	昼食	13:00-18:00	自由
		13:30-18:00	自主活動	18:00-20:00	夕食・入浴等
		18:00-20:00	夕食・入浴等	20:00-22:00	学習
		20:00-22:00	学習	22:00-22:30	就寝準備
18:30-20:00	夕食・入浴等	22:00-22:30	就寝準備	23:00	消灯
20:00-22:00	学習	23:00	消灯		
22:00-22:30	就寝準備				
23:00	消灯				

※学校行事などで上記日課は変更する場合があります。

### 3. 日課ときまり

#### (1) 起床

- ①起床後はまず体温を測る。ベッドの上や周囲を整頓し、すみやかに着替える。
- ②自室を軽く清掃する。ゴミは定められた曜日、場所に分別して持っていく。

#### (2) 点呼・検温報告

- ①毎朝、寮事務室で点呼報告をする。
- ②体調がおもわしくない場合報告をする。
- ③体調不良の場合は寮内静養室で休むことがある。また、必要な場合病院で受診する。
- ④一定回数の点呼報告を怠ったときは罰則を科す。

#### (3) 朝食・昼食・夕食

- ①食べ残しをしない。
- ②下膳の際、食器を軽くすすぐ。
- ③昼食は通学生といっしょにとる。

#### (4) 登校・帰寮

- ①登校の際は電気機器のスイッチを切り、自室の戸締り、消灯を確認して登校する。
- ②登校から下校までの間、寮内への立入を禁止する。ただし、担任から許可を得た場合は立入ができる。
- ③寮への出入りは、定められた出入口を使用する。
- ④男子生徒が女子寮へ、女子生徒が男子寮へ出入りすることは厳禁とする。
- ⑤帰寮後は他室に入らない。物品や金銭、カードの貸し借りは禁ずる。

#### (5) 入浴・洗濯

- ①毎日定められた時間内に入浴し、清潔を心がける。
- ②貴重品は持参しない。
- ③風呂場・脱衣場は共同の場所であり、独占せずお互い譲り合って使用する。忘れ物をしないように注意する。

(6) 学習・自習

- ①学校の授業の復習や宿題・課題をする。
- ②学校の授業準備や予習をする。
- ③質問教室で問題を解決する。
- ④個別指導を受ける。(有料)
- ⑤中学生は日曜を除く毎日 20:00～22:00 に 3 階学習室で学習を行う。高校生は 2 階学習室もしくは自室で学習を行う。

(7) 部活 (大会や練習試合で学校以外の場所で行われる場合)

- ①公共交通機関を利用する。
- ②公共交通機関では会場に行くことができない場合、部活動顧問の指示に従う。

(8) 外出・帰省

①帰省できる期間

ゴールデンウィーク、夏休み、冬休み、春休みの長期休業期間。

その他の期間に帰省を希望する場合は事前に保護者からの申請を必要とする。

②外出

日帰り外出であっても、外出届けを記入し、許可を受けること。

日帰り外出ができるのは、土日祝日の 13:00～18:00 です。それ以外の時間帯に外出が必要な場合は、保護者からメール等で連絡が必要です。

(9) スマートフォン、タブレット(中学生対象)

- ①スマートフォンは就寝時(23:00 まで)、寮事務室に預ける。
- ②①の預け入れを怠ったときは没収等の措置をとる。
- ③学習時間に調べものでタブレット使用が必要な場合、寮監に申し出る。

## 寮生の心得

人の悲しみや苦しみのわかる人は、本当の心のわかる人です。集団生活の規則というのは、この考えの上に立って、さらによりよい人間関係や生活を築くためや、個人の自由・権利・利益などを守るために作られたものなのです。今からいろいろな場における守って欲しい項目を掲げます。これらの項の自覚を持って守れるのなら、君たちは大きな信頼と友情を得ることができ、そうでなければ残念ながら罰則が適用されることにもなります。十分に「寮生の心得」を自覚し、集団生活に適応して欲しいと思います。

### ◇礼 儀

- ① 相手を尊重し、片山学園生として品格ある立ち居振る舞いを心掛ける。丁寧な言葉を使い、互いの信頼を深める。
- ② 寮内外を問わず、明るく元気に挨拶を交わし、互いの親睦と信頼を深める。
- ③ 身だしなみに気を配り、清潔を第一とし、他人に不快な感じを与えないようにする。

### ◇医療・衛生

- ① 病気やけがなどの場合は、すみやかに寮監に届け出て、その指示に従う。医師の診療が必要な場合は寮監が付き添う。(急を要する場合は救急車を呼ぶ場合もあります。)
- ② 特定の持病やそれにとまなう常用薬がある場合は、事前に届け出る。
- ③ 病気やけがなどで欠席が長引く場合および自宅治療が必要な場合、インフルエンザ等の伝染性のある病気にかかった場合には、原則として完治するまで帰省してもらう。

### ◇物品の所持・取り扱い

- ① 寮長・寮監の許可の無い共有施設、設備を使用しない。許可を受けた場合も、使用にあたっては丁寧に取り扱い、万一破損した場合は直ちに寮長に届けて指示を受ける。
- ② 他人に迷惑をかけたたり、他人が欲しがったりする物品は持ち込まない。
- ③ 次の物品の持ち込みを禁止する。  
音量調節のできない楽器、音響機器・テレビやそれに類するもの・パソコン・ゲーム機器・火気、熱を発生するもの(トースター、ホットプレート等)、刃物類、不良図書、ペットなどの生き物、他に寮生活において不適切と寮長が判断するもの。
- ④ 自転車は申請し、許可を受けた場合に持ち込み可とする。ただし、雨の日、好天でも路面が濡れている日、積雪のある日は使用不可とする。
- ⑤ スマートフォンは申請し、許可を受けた場合持ち込み可とする。
- ⑥ 趣味やトレーニング等で持ち込み必要なものがある場合は事前に相談する。  
(例)サイレント楽器、トレーニング機器
- ⑦ 寮生間での物品の交換を禁止する。

◇金銭・貴重品の管理

- ① 原則として、現金を寮室、寮内で保持しない。現金は寮事務室に預ける。
- ② 学校への検定料支払いや買い物等で現金が必要な場合は寮監に申し出る。
- ③ 貴重品は各自責任をもって保管し、必要な場合は寮監に預ける。
- ④ 寮生間での金銭の交換を禁止する。

◇寮伝達

- ① 寮からの伝達、注意事項は、寮受付前、男子寮、女子寮の掲示板で確認する。
- ② 毎月第1、第3水曜日 19:45 より全体集会を行い、指示や伝達を受ける。

◇寮室の使用

- ① 責任を持って維持管理に努める。
- ② 寮室は常に清掃・整頓に心がけ、施設・設備を破損しないように注意し、毎日の清掃、整理、換気を怠らない。
- ③ 登校後の寮室の出入りを禁止する。

◇洗面所・トイレ・ランドリーの使用

- ① 洗面所にコップ、歯ブラシを放置しない。
- ② 節水に心がける。
- ③ トイレは常に清潔にしておく。
- ④ トイレでは備え付けの紙を使用し、排水の妨げとなるものを便器の中に捨てない。
- ⑤ 洗濯機の台数には限りがあるのでお互いに譲り合うこと。また、干す場所は自室とする。

◇浴室の使用

- ① 浴室には貴重品を持参しない。
- ② 浴槽に入る前に身体の汚れや石鹸をよく落とす。
- ③ 浴槽にはタオルを入れない。
- ④ 浴室で洗濯をしたり、紙や汚物を捨てたりしない。
- ⑤ お湯をかけあったり等、他人の迷惑になる行為をしない。

今後、実際に生活を送る上で、状況に合わせた心得などの変更、追加があります。



## 学生寮生徒指導方針

片山学園中学校高等学校寄宿舎における懲戒に関する規程にもとづき、寮のきまりを守れない場合や下記の事由に該当した場合は、懲戒の対象となります。

### ① 規則違反を繰り返す・日課に従わない・生活態度が不良である場合

具体的な例：・寮内で大声を出す、音を立てる等の迷惑行為があった。

- ・他者に対する暴言があった。
- ・他者の部屋に許可なく入った。
- ・朝礼欠席が続く。
- ・正当な理由なく欠席が続く。
- ・部屋の整理整頓ができない。
- ・服装が乱れている。
- ・学習時間や就寝時に、タブレット、スマートフォンを寮事務室に預けることを怠った。
- ・学習時間における学習以外の行動があった。
- ・他人の物を故意に破損させた。
- ・正当な理由なく男子における女子寮への立ち入り、女子における男子寮への立ち入りがあった。 等

指導の内容：口頭による注意（厳重注意）

保護者への連絡

指導・反省文・奉仕活動

改善が見られない場合は、強制帰省(停寮)

### ② 寮内で盗難があった場合

具体的な例：・他者のお金やカードを無断で使用した。

- ・他者の所有物を許可なく持ち出し、使用した。 等

指導の内容： 事情確認

保護者への連絡

訓告または強制帰省(停寮)または退寮

### ③ デバイスの不正使用、SNS の不正利用があった場合

具体的な例：・他人のデバイスを無断で使用し課金を行った。

- ・SNS 上で誹謗中傷を行った。
- ・不適切な場所で許可なく他人の写真を撮った。
- ・メール、ライン等で不必要な情報を一方的に送った。 等

指導の内容：事情確認

保護者への連絡

訓告または強制帰省(停寮)または退寮

④ いじめ、暴力行為を行った場合

指導の内容：事情確認

保護者への連絡

強制帰省(停寮)または退寮

⑤ 飲酒・喫煙・中高生らしからぬ他人との交流を行った場合

ほか、法律に違反する行為があった場合

指導の内容：事情確認

保護者への連絡

退寮

⑥ 寮生活を継続することが不可能もしくは一時中断せざるを得ないと学校長および寮長が判断する行為があった場合。また、懲戒の対象となる事由を繰り返し行い、

反省の様子が見られない場合

具体的な例：・身体に危険を伴う持ち込み禁止物を持ち込み、他者に危害を加えた。

・寮内の重大な器物破損があった。

・無断外泊があった。

・恐喝行為があった。

指導の内容：事情確認

保護者への連絡

退寮

懲戒処分は、生徒が問題となる行動を起こした場合に、自身の言動を客観的に振り返り、改善点の洗い出しを十分に行い反省することで、その後の生活態度を改善していくためにおこなうものです。寮生全員がお互いを尊重し合い、よりよい学生寮生活を送るために、決められたルールの意味を理解し、それを実践することを常に心がけてください。